平成30年5月1日

報道各位

新潟市 障がい福祉課

児童福祉法に基づく行政処分について

このことについて、本日、下記のとおり、児童福祉法(以下「法」という。)に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を取消す行政処分を行いました。

1 事業所の概要

事業所名・所在地:放課後等デイサービス きととの森

(新潟市中央区川岸町2-7-3リバーステージ新潟1階)

法人 · 代表者:株式会社心和会 代表取締役 桑野仁司 法人所在地:新潟市中央区八千代1-3-20-302

事業種別:放課後等デイサービス

2 処分内容

指定障害児通所支援事業者の指定の取消し

3 取消理由

- (1) 障害児通所給付費の不正請求(法第21条の5の24第1項第5号)
 - ・法人代表者は、平成29年4月から同年12月までの給与支給において、福祉・介護職員処遇改善加算額に相当する賃金改善を本来実施すべきところ、その一部しか従業者に支給せず、不正に障害児通所給付費を請求し受領した。

○2,337,930円(障害児通所給付費の返還金合計)(不正請求額 1,669,950円、加算金 667,980円)

- (2) 不正又は著しく不当な行為(法第21条の5の24第1項第10号)
 - ・平成28年度福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書において、同加算額を上回る賃 金改善を行ったとして虚偽の報告書を市へ提出した。
- (3) 監査における虚偽答弁(法第21条の5の24第1項第7号)
 - ・法人代表者は、平成30年2月16日の監査において、平成28年度処遇改善加算実績報告は事実であると虚偽の答弁を行った。

4 取消年月日

平成30年 6月 1日

【お問い合わせ先】

(処分内容について)

福祉部障がい福祉課 介護給付係 電話 025-226-1241

(監査結果について)

福祉部福祉監査課

電話 025-226-1182